

議会議案第9号

鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一
部を改正する条例を次のように定める。

令和2年（2020年）10月30日提出

提出者	鎌倉市議会議員	中	村	聡一郎
賛成者	同	上	池	田 実
	同	上	志	田 一 宏
	同	上	保	坂 令 子
	同	上	吉	岡 和 江
	同	上	大	石 和 久
	同	上	高	橋 浩 司

鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
の一部を改正する条例

(議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第1条 鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和32年4月条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「 $\frac{225}{100}$ 」を「 $\frac{220}{100}$ 」に改める。

第2条 鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「 $\frac{220}{100}$ 」を「 $\frac{222.5}{100}$ 」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。